

JACTIM年会費一覧（2026年7月1日から適用）

【1. 年会費】

①親会社基準口数+②日本人数口数+③参加部会口数の合計口数×基準金額RM360*1								
		口数	×	基準金額	=	年額 (RM)		
法人会員	①日本の親会社基準による基本口数(※2)	(A)東証・大証等1部上場又は準ずる社	15	RM360		5,400		
		(A')既会員のグループ企業	8			2,880		
		(B)東証・大証等2部上場又は準ずる社	9			3,240		
		(B')既会員のグループ企業	5			1,800		
		(C)その他	5			1,800		
		(C')既会員のグループ企業	3			1,080		
		(D)中小企業会員	3			1,080		
		(D')既会員のグループ企業	1			360		
						+		
	②日本人数付加口数	1-2名	1			360		
		3-5名	2			720		
		6-11名	3			1,080		
		12-20名	4			1,440		
21-50名		5	1,800					
51名以上		6	2,160					
				+				
③参加部会数付加口数	3部会以下	1	360					
	4~5部会	2	720					
	6部会以上	3	1,080					

年会費 = 口数 × 基準金額RM360

		口数	×	基準金額	=	年額 (RM)
日本の公的機関駐在員事務所、個人会員		4	RM360			1,440
在外会員		4				1,440
準会員		3				1,080

※1 地域部会(ペナン、ペラ、マラッカ、ジョホール)所在の企業様は基準金額がRM345となります。

※2 グループ企業（同一親会社）で、2番目以降に入会された場合の口数は次の通りです。

(A) → A' : 8口 (B) → B' : 5口 (C) → C' : 3口 (D) → D' : 1口

【2. 入会金】

法人会員の(A)東証・大証等1部上場又は準ずる社	500
法人会員の(B)東証・大証等2部上場又は準ずる社および個人会員、在外会員、準会員	300
法人会員の(C)その他、(D)中小企業会員	100

※法人会員、個人会員については規定により、会費以外に年に一回JACTIMFOUNDATION費の支払い(300RM/年上半期会費請求時に請求、新入会員の場合は、入会時に請求。)

在外会員、準会員についてはJACTIMFOUNDATION費の請求はなし。退会時の返金はない。

※法人会員、個人会員、在外会員の会費の請求については年会費を上半期、下半期の二回に分けて請求。準会員は年に一回の請求。退会時の返金はない。

※新入会員の会費については、加入の諾否を審議する予定の理事会の翌月から月割で計算して算出する。JACTIMFOUNDATION費についても同様の扱い。